

## 山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「財団」という。)が行う、タイ下請産業振興協会との覚書に基づく、県内中小企業者(山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。))を中心とする経済交流団の派遣等事業(以下「補助事業」という。)に対し、その経費の一部を補助することにより、タイ王国において、県内中小企業等の取引拡大及び新たな市場開拓を促進することを目的とする。

### (交付の対象及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

### (交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときには、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### (申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 財団は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- 一 補助対象経費の20%以内の経費の変更
- 二 補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は前条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 財団は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第13条 財団は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表 1 ( 補助対象経費 )

経費区分	経費の内容
経済交流団の派遣及び受入	旅費、バス借上代、会場借上代、通訳代、交流会開催費、通信運搬費、記念品代、その他知事が認めるもの
技術情報誌の作成	委託料